交流都市の東日本大震災の被災者に対する支援活動実施要綱

1. 趣 旨

東日本大震災の被災者である相模原市の友好都市大船渡市(銀河連邦:サンリクオオフナト共和国)の住民が日常生活とスポーツ活動の復興を願うため、公益財団法人相模原市スポーツ協会(以下「財団」という。)及び加盟団体により支援活動を実施する。

2. 支援先

一般財団法人大船渡市体育協会(友好都市の体育協会)

3. 活動内容

財団活動及び加盟団体活動の募金活動。 相模原麻溝公園競技場指定管理者(体育協会グループ)の募金活動。

4. 活動期間

令和2年度前期 : 令和2年 4月1日から令和2年 9月30日まで 令和2年度後期 : 令和2年10月1日から令和3年 3月20日まで

5. 活動対象

財団加盟団体、趣旨に御賛同いただく関係団体・個人

6. 支援金に関すること

≪受付場所≫

財団活動:事務所窓口・募金箱・指定銀行口座・各種大会・イベント事業

加盟団体活動:各種大会・イベント事業・募金箱

相模原麻溝公園競技場指定管理者(体育協会グループ)の募金活動:施設窓口募金箱

指定口座:横浜銀行 相模原駅前支店(415)

口座番号:普通 1720976

コウエキザイダンホウジンサガミハラシタイイクキョウカイ

口座名義:公益財団法人相模原市体育協会

(名称変更後もこの口座名義にお振込みいただけます。)

財団事務局が取りまとめ、支援先に直接送金を行う。

≪預り証≫

税務上必要な者には「預り証」を発行するので、各協会で「寄附者(個人・団体)の内 訳一覧」を取りまとめ財団事務局に提出すること。その際、財団の「預り証」を発行する が、再発行はできない。

7. 支援金の報告

送金後に書面及び財団ホームページへの掲載をもって報告とする。

8. 寄附者へ発行する書類に関すること

支援金の「預り証」の取り扱いについては、個人の方は、寄附金控除の対象となりません。法人については、一般の寄附金として損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。

なお、口座振込の場合は、振込票の控えが証明書類となります。確定申告を提出する際には、実施要綱など支援金を振り込んだ口座がわかる資料も必要となりますので大切に保管してください。

9. 募金団体

名称:公益財団法人相模原市スポーツ協会

代表者名 : 会長 三塚 康雄

所在地 : 相模原市中央区富士見6-6-23 けやき会館4階

10. その他

問合せ先:公益財団法人相模原市スポーツ協会事務局

相模原市中央区富士見6-6-23 けやき会館4階

電話 042-751-5552

担当 篠﨑、菅原